

健 健 安 第 8242 号
令和 4 年 1 月 13 日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」の周知について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、事務連絡「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」の周知がありました。

「3. 感染流行状況に基づく対応について（再周知）」において、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、感染急拡大が生じている地域において適切な保健・医療提供体制を確保するため、同事務連絡の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらず、勤務することは可能である旨について、再度周知されています。

< 添付資料 >

- ・事務連絡「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」
(令和4年1月12日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 発出)
- ・事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」
(令和3年8月18日一部改正 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 発出)

担当：横浜市健康福祉局健康安全課
健康危機管理担当（電話 671-2463）

事務連絡
令和4年1月12日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の感染流行に対応した
保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について

今般、令和4年1月9日からまん延防止等重点措置を実施している広島県、山口県、沖縄県をはじめ、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が増加傾向にあります。

「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」（令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）によりオミクロン株による感染拡大が生じた場合に備えた体制整備の点検・強化について連絡をし、1月12日に厚生労働省ホームページにおいて各都道府県の点検・強化結果を公表しました。

この点検・強化結果も踏まえ、更なる対策を推進するとともに、陽性者の急増に対応する保健・医療提供体制を確保するため、下記の取組をお願いします。

記

1. 保健・医療提供体制確保のための更なる対策

（1）健康観察・診療体制の更なる確認

- まん延防止等重点措置を実施している広島県、山口県、沖縄県をはじめ、全国的に感染者が急増しており、令和3年11月末に各都道府県においてとりまとめた「保健・医療提供体制確保計画」（以下「計画」という。）の想定以上に自宅療養者が急増しても健康観察・診療が実施できる体制となっていること

が必要である。

今般の点検・強化において、以下の点など自宅等の療養体制の整備が確認されたところであるが、感染者が急増する可能性を踏まえ、自宅療養者の健康観察・診療を行う医療機関数の更なる拡大を行うこと。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
- ・陽性判明当日ないし翌日に療養者に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等ができる体制を確立していること
- ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること

○ 特に、全ての陽性判明者に効率的な健康観察を行うため、My HER-SYS や自動架電等を活用すること。

○ 加えて、保健所や地域の医療機関のみで健康観察・診療を行うことが困難となる可能性も視野に入れ、都道府県等による一元的に実施するフォローアップセンター（委託方式を含む。）の設置やその強化についても検討すること。その際、診断を行う診療・検査医療機関や、症状悪化時に治療が必要となった場合の健康観察・診療医療機関とフォローアップセンターとの連携が確実に行われる体制とすること。

○ 保健所が行っていた入院調整業務の都道府県調整本部の一元化等、感染拡大時においても療養先の種別の決定や入院・入所調整を速やかに行う方法について改めて確認を行い、都道府県調整本部、保健所、消防機関、医療機関等の連携が機動的に行われるような体制とすること。

なお、必要に応じて、フォローアップセンターとの緊密な連携を行うこと。

○ パルスオキシメーターについては、市内の在庫数や感染が急拡大した場合の必要台数を改めて精査すること。その上で、不足が見込まれる場合には、速やかに調達を進めるとともに、仮に調達が困難な場合には厚生労働省において供給可能な企業を紹介する用意があるので、まずは厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部医療班へ連絡願いたい。

また、感染者が急増する可能性を踏まえ、配布する際は1家庭に1台とするなど、効率的な運用に配慮いただき、確実な配布を図られたい。

（2）病床のフェーズの引上げ

○ 感染急拡大が確認されている地域では、既に計画における確保病床のフェ

ーズの引上げや要請から即応化するまでの期間の短縮を行っていただいているところであるが、感染拡大が非常に急速である可能性を念頭に置き、医療機関と緊密に連携し、あらかじめ都道府県から感染状況や想定される即応化の時期等の共有を行うこと、確保病床稼働の準備の開始について依頼をすること等を進め、都道府県が要請してから確保病床が即応化するまでの期間を1週間程度に短縮する等、即座に稼働できる体制とすること。

(参考)

- ・「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」(令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>

- ・「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」(令和3年12月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000875187.pdf>

2. 病床の確保状況・使用状況等の「見える化」について

(1) 国が公表する病床の確保状況・使用状況等の公表頻度変更について

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について(協力依頼)」(令和3年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、都道府県の病床確保計画上、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関(以下「対象医療機関」という。)における確保病床数、即応病床数、入院中患者数について、令和3年12月22日に、国において対象医療機関ごとに公表した。

同事務連絡において、「感染拡大の状況によっては、調査対象日や公表頻度について変動する可能性がある」旨連絡したところであるが、今般、オミクロン株の感染が急拡大している地域があり、全国的にも感染者数が増加傾向にあることから、令和4年1月分の公表から、以下のとおり公表頻度を月2回に変更するのでご了知願いたい。

- ① 各月の第1水曜日(令和4年1月5日(水))時点の各対象医療機関の公表対象情報を、当該月の中下旬(1月中下旬)に公表
- ② 各月の第3水曜日(令和4年1月19日(水))時点の各対象医療機関の公表対象情報を、当該翌月の月上旬(2月上旬)に公表

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について（協力依頼）」（令和3年11月19日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000857303.pdf>

- また、これまでも地域の医療関係者間でリアルタイムで受入可能病床情報の共有を行う Web システムを構築することが重要である旨をお示し、各都道府県においてシステムが構築されているが、迅速な入院調整のため、医療機関同士で、確保病床の使用（稼働）状況等を共有・把握できる仕組みを徹底するため、各都道府県においては、各医療機関において、医療機関間で情報を共有することについて理解を得て、毎日、迅速にシステムへの入力を確実・迅速に行うことを改めて確認・徹底すること。

3. 感染流行状況に基づく対応について（再周知）

（1）医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応

- 医療従事者については、これまでも「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、同事務連絡の以下の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらず、勤務することは可能である旨お示ししてきたところであり、感染急拡大が生じている地域において適切な保健・医療提供体制を確保するため、あらためて留意すること。

【要件】

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

(参考)

- ・「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819920.pdf>

(2) 入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について

- これまでもお示ししてきたとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく入院及び自宅療養・宿泊療養においては、いわゆる退院基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要ない軽症であると判断された場合等には、転院のみならず自宅療養・宿泊療養に移っていただいで必要に応じて適切な健康管理を行っていくことで対応することは可能である。一方、自宅療養・宿泊療養中の患者について、必要に応じて自宅療養・宿泊療養から入院に移っていただくことも可能である。

上記の点について、積極的に検討いただくとともに、こうした医療機関での治療が必要な状態ではない患者を自宅療養や宿泊療養施設で受け入れる際は、移送（搬送）体制や、その後の自宅・宿泊での健康観察体制の確保が重要であることから、改めて関係部署・地域の医療関係者においては取扱いに留意するとともに、地域の体制を確認・整備を行うこと。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」(令和3年2月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740121.pdf>

- ・「入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）」(令和3年8月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000857303.pdf>

以上

事務連絡
令和3年8月13日
(令和3年8月18日一部改正)

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について
(改訂部分は下線部分)

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしている¹。

今般、東京都をはじめ感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため、誰もが症状に応じて必要な医療が受けられるようにするための緊急的な対応として、医療従事者について、家庭内感染等により濃厚接触者となった場合、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能である旨、お示しすることといたしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況を踏まえつつ検討の上、患者療養に遺漏のないよう、適切な対応をお願いします。また、管内の医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、当該対応による影響や感染状況を踏まえ、必要に応じて本事務連絡の見直しを行う予定です。

記

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した

¹ 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年1月8日暫定版）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。

- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット²）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。
- 検査に当たっては、「医療機関における無症状者（職員、入院患者等）への新型コロナウイルス感染症に係る検査の費用負担について（再周知）」（令和3年5月10日付け事務連絡）³のとおり、地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないものの、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、医療機関に勤務する者について、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしてきているところであり⁴原則として行政検査として実施することが望ましい。

以上

² 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>
記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000778073.pdf>

⁴ 「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>